

2015年5月15日

各位

会社名 朝日インテック株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮田 昌彦
(東証第二部・名証第二部 コード番号 : 7747)
問合せ先 経営戦略室長 伊藤 瑞穂
(TEL. 052-768-1211)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、2015年5月15日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として、以下のとおり、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的

当社は、グローバル規模での事業展開をしており、常に企業価値の向上を目指しております。当社は、事業活動から得られる成果の一部を、株主の皆様に対して利益還元することが重要課題の一つとして認識しており、長期的な視野に立ち連結業績等を考慮しながら、配当を安定的に継続して実施することを基本方針としております。また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

このような状況の下、2015年4月上旬頃、当社の筆頭株主であるアイシーエスピー有限会社（以下「アイシーエスピー」といいます。本日現在の保有株式数 3,000,000 株。発行済株式総数 (32,062,400 株) に対する割合 9.36%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数に対する比率の計算において同じとします。））より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。アイシーエスピーは、当社の代表取締役会長である宮田尚彦が代表取締役を務め、当社の創業家の資産管理を行う資産管理会社であります。

当社は、これを受け、2015年4月上旬頃より、一時的にまとまった数量の株式が市場で売却されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格への影響、当社の財務状況、経営基盤の安定性、並びに昨今の株式市場における資本効率への注目の一層の高まり等を総合的に勘案し、当社が当該株式を自己株式として買い受けることについての具体的検討を開始いたしました。

その結果、当社が当該株式を自己株式として買い受けることは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や、株主資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元にも繋がるものと判断いたしました。さらに、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が2015年5月15日に提出した第39期第3四半期報告書に記載された2015年3月末現在における連結ベースの当社の手元流動性（現金及び預金）は約112億円であり、本公開買付けの買付資金に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安定性は今後も維持できるものと考えております。上記の要素を総合的に勘案した結果、当社が当該株式を自己株式として買い受けることとし、また、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断し、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にすることといたしました。

そこで当社は、2015年4月中旬頃、アイシーエスピーに対し、東京証券取引所市場第二部における一定期間の当社普通株式の終値の平均値に対してディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、両社で協議を行いました（具体的な条件については後記「3. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格の算定根拠等」をご参照ください。）。その結果、アイシーエスピーより、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、その保有する当社普通株式の一部である455,000株（発行済株式総数に対する割合1.42%）について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。

なお、本公開買付けにおける買付予定数については、アイシーエスピーが本公開買付けに応募する当社普通株式と同数の455,000株（発行済株式総数に対する割合1.42%）を上限とすることといたしました。

以上の検討及び判断を踏まえ、当社は、2015年5月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、並びに買付価格は本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である2015年5月15日の前営業日である同年5月14日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値7,383円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して10.61%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）のディスカウントを行った価格である6,600円とすることを決議いたしました。

なお、当社の代表取締役会長である宮田尚彦はアイシーエスピーの代表取締役、当社の代表取締役社長である宮田昌彦はアイシーエスピーの取締役兼株主、当社の常務取締役である宮田憲次はアイシーエスピーの取締役兼株主の地位にそれぞれあるため、利益相反のおそれを防止し、公正性を高める観点から、当社とアイシーエスピーとの事前の協議及び交渉には、アイシーエスピーの立場からのみ参加し、当社の立場においては一切参加しておらず、本公開買付けの実施に関する当社取締役会における審議及び決議にも一切参加しておりません。

なお、当社は、アイシーエスピーより、本公開買付けに応募する旨の合意をしていない当社普通株式（応募合意のある上記株式が全部買い付けられた場合は2,545,000株（発行済株式総数に対する割合7.94%）については、本日現在において、アイシーエスピーが継続的に保有する方針であるとの説明を受けております。また、本公開買付けにおいて、応募株券等の総数が買付予定数を超える場合は、あん分比例の方式により株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行うこととなり、応募合意のある上記株式のうちの一部を取得することとなりますが、当社は、アイシーエスピーより、本公開買付けに応募したものの当社が取得することができなかった株式については、本日現在において、アイシーエスピーが継続的に保有する方針であるとの説明を受けております。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	455,100株	3,003,660,000円

(注1) 発行済株式総数

32,062,400株

(注2) 発行済株式総数に対する割合

1.42%（小数点以下第三位を四捨五入）

(注3) 取得する期間

2015年5月18日から2015年7月17日まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	2015年5月15日(金曜日)
② 公開買付開始公告日	2015年5月18日(月曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	2015年5月18日(月曜日)
④ 買付け等の期間	2015年5月18日(月曜日)から 2015年6月15日(月曜日)まで(21営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、6,600円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社が行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第二部における、本公開買付けの実施を決議した取締役会決議日である2015年5月15日の前営業日(同年5月14日)の当社普通株式の終値7,520円、同年5月14日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値7,383円、及び同年5月14日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値7,549円を参考にいたしました。

一方で、本公開買付けに応募せず、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断し、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にすることといたしました。

そこで当社は、2015年4月中旬頃、アイシーエスピーに対し、東京証券取引所市場第二部における一定期間の当社普通株式の終値の平均値に対してディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、両社で協議を行いました。

具体的な条件として、当社は、2015年5月上旬に、直近業績や株価動向を踏まえ、本公開買付けの実施を決議した取締役会決議日である2015年5月15日の前営業日(同年5月14日)までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して11%から12%程度のディスカウント率を適用して算出される価格を買付価格とすることをアイシーエスピーに提案いたしました。その結果、2015年5月13日に、アイシーエスピーより、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、その保有する当社普通株式の一部である455,000株(発行済株式総数に対する割合1.42%)について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。

以上の結果、買付価格は、2015年5月14日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値7,383円に対して10.61%のディスカウント率を適用して小数

点以下を四捨五入した 6,600 円とすることを、2015 年 5 月 15 日開催の当社取締役会において決議いたしました。

なお、買付価格である 6,600 円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である 2015 年 5 月 15 日の前営業日（同年 5 月 14 日）の当社普通株式の終値 7,520 円から 12.23%、同年 5 月 14 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 7,383 円から 10.61%、同年 5 月 14 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 7,549 円から 12.57%を、それぞれディスカウントした金額となります。

② 算定の経緯

当社は、グローバル規模での事業展開をしており、常に企業価値の向上を目指しております。当社は、事業活動から得られる成果の一部を、株主の皆様に対して利益還元することが重要課題の一つとして認識しており、長期的な視野に立ち連結業績等を考慮しながら、配当を安定的に継続して実施することを基本方針としております。

このような状況の下、2015 年 4 月上旬頃、当社の筆頭株主であり、当社普通株式 3,000,000 株（発行済株式総数に対する割合 9.36%）を保有するアイシーエスピーより、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

当社は、これを受け、2015 年 4 月上旬頃より、一時的にまとまった数量の株式が市場で売却されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格への影響、当社の財務状況、経営基盤の安定性、並びに昨今の株式市場における資本効率への注目の高まり等を総合的に勘案し、当社が当該株式を自己株式として買い受けることについての具体的検討を開始いたしました。

その結果、当社が当該株式を自己株式として買い受けることは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）の向上や、株主資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元にも繋がるものと判断いたしました。さらに、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が 2015 年 5 月 15 日に提出した第 39 期第 3 四半期報告書に記載された 2015 年 3 月末現在における連結ベースの当社の手元流動性（現金及び預金）は約 112 億円であり、本公開買付けの買付資金に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安定性は今後も維持できるものと考えております。上記の要素を総合的に勘案した結果、当社が当該株式を自己株式として買い受けることとし、また、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性及び取引の透明性という観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断し、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にすることといたしました。

そこで当社は、2015 年 4 月中旬頃、アイシーエスピーに対し、東京証券取引所市場第二部における一定期間の当社普通株式の終値の平均値に対してディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、具体的な条件について協議を行いました。

具体的な条件として、当社は、2015 年 5 月上旬に、直近業績や株価動向を踏まえ、本公開買付けの実施を決議した取締役会決議日である 2015 年 5 月 15 日の前営業日（同年 5 月 14 日）までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して 11%から 12%程度のディスカウント率を適用して算出される価格を買付価格とすることをアイシーエスピーに提案いたしました。その結果、2015 年 5 月 13 日に、アイシーエスピーより、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、その保有する当社普通株式の一部である 455,000 株（発行済株式総数に対

する割合 1.42%) について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。

以上の検討及び判断を踏まえ、当社は、2015 年 5 月 15 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること並びに買付価格は本公開買付けの実施を決議した当該取締役会開催日の前営業日である 2015 年 5 月 14 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の単純平均値 7,383 円に対して 10.61%のディスカウント率を適用して小数点以下を四捨五入した 6,600 円とすることを決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	455,000 株	一株	455,000 株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数 (455,000 株) を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数 (455,000 株) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) 第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。) 第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手に従い買付け等の期間 (以下「公開買付け期間」といいます。) 中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

3,032,000,000 円

(注) 買付予定数 (455,000 株) を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他の費用 (本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用) の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
(公開買付け代理人)
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日
2015 年 7 月 7 日 (火曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等 (外国人株主等の場合は常任代理人) の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額 (注) を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます (送金手数料がかかる場合があります)。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i)個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ)応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額の全てが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(ロ)応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ii)法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国

に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、2015年5月13日に、アイシーエスピーより、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、その保有する当社普通株式の一部である455,000株（発行済株式総数に対する割合1.42%）を、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております。

また、当社は、アイシーエスピーより、本公開買付けに応募する旨の合意をしていない当社普通株式（応募合意のある上記株式が全部買い付けられた場合は2,545,000株（発行済株式総数に対する割合7.94%））については、本日現在において、アイシーエスピーが継続的に保有する方針であるとの説明を受けております。また、本公開買付けにおいて、応募株券等の総数が買付予定数を超える場合は、あん分比例の方式により株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行うこととなり、応募合意のある上記株式のうちの一部を取得することとなりますが、当社は、アイシーエスピーより、本公開買付けに応募したものの当社が取得することができなかった株式については、本日現在において、アイシーエスピーが継続的に保有する方針であるとの説明を受けております。

- ③ 当社が2015年5月15日に公表した「株式分割及び定款の一部変更に関するお知らせ」のとおり、当社は、2015年8月1日を効力発生日として1株につき2株の割合をもって株式の分割（以下「本株式分割」といいます。）を行うことを決議いたしました。なお、本株式分割の基準日及び効力発生日は、いずれも本公開買付けにおける公開買付期間及び本公開買付けの決済の開始日より後に到来するため、本書面中の当社株式の数及び買付価格に関する記載については、全て、本株式分割前の株式数を前提とした内容としております。

（ご参考）2015年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	32,061,739株
自己株式数	661株

以 上